

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.157

【共通】問1 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、「一定の状況」にあると認める場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができるとされているが、次のうち「一定の状況」として消防法令上正しいものを1つ選びなさい。ただし、各選択肢に掲げている「消防法令の規定に基づく一定の措置命令」とは、法第5条第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項、法第8条の2第5項若しくは第6項、法第8条の2の5第3項又は法第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令をいうものとする。

- (1) 「消防法令の規定に基づく一定の措置命令」をしたにもかかわらず、その措置が履行されていない場合
- (2) 「消防法令の規定に基づく一定の措置命令」をしたにもかかわらず、その措置が履行されても十分でないため、引き続き、火災の予防止が必要であると認める場合
- (3) 「消防法令の規定に基づく一定の措置命令」をしたにもかかわらず、その措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合
- (4) 「消防法令の規定に基づく一定の措置命令」によって、火災の発生する可能性がなくなるとは言い切れない場合

【消防用設備等】問1 次に掲げる消防の用に供する機械器具等のうち、消防法令上検定対象機械器具等に該当するものを1つ選びなさい。

- (1) 消防用設備等の非常電源として使用する自家発電設備
- (2) 共同住宅用自動火災報知設備の共同住宅用受信機
- (3) エアゾール式簡易消火具
- (4) パッケージ型自動消火設備の放出口

【消防用設備等】問2 屋内消火栓設備の設置及び維持に関する次の記述のうち、消防法令上正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 屋内消火栓の開閉弁は、床面からの高さが1.5m以上の位置又は天井に設けなければならない。
- (2) 屋内消火栓箱には、その表面に「屋内消火栓設備」と表示しなければならない。
- (3) 屋内消火栓箱の上部に、取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って25m離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けなければならない。

- (4) 消防法令の規定に適合するように設けた赤色の灯火を点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できる場合は、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に加圧送水装置の始動を明示する表示灯を設けないことができる。

【防火査察】問1 消防法第4条第1項に基づく立入検査については、法令上は立入検査の相手方に対する事前の通告を必要としないが、事前の通告の必要性に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 防火対象物の位置、構造等について正確な情報の入手、検査実施時の安全確保等の観点から立入検査の相手方に立会を求める必要があるときは、事前の通告を実施すべきである。
- (2) 既に把握している違反事実の改修指導で立入検査の相手方と面談する必要があるときは、事前の通告を実施すべきである。
- (3) 自動火災報知設備のベル停止など、事前に通告すると、一時的に是正され、防火対象物の法令違反の実態が正確に把握できないおそれがあるときは、事前の通告を実施すべきでない。
- (4) 広聴等で法令違反があることの通報を受け、関係者に対する指導を実施することが予想されるときは、事前の通告を実施すべきである。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）に基づく命令に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法上の命令は、要式行為ではないから、法的には口頭（口頭命令）であろうと文書（文書命令）であろうとその形式は問わないが、実務上は文書命令の形をとるべきである。
- (2) 法第17条の4第1項命令を行ったときは、違反状態が継続している間、標識の設置や公報への掲載などにより、措置命令の内容などを周知するための公示を実施する必要がある。
- (3) 命令権者が、命令を行うにあたり不服申立てを行う旨の教示を怠った場合は、このこと自体によって命令が無効又は違法となるので、十分に注意する必要がある。
- (4) 命令は、原則として、名あて人に命令書を直接交付し受領書を求めるが、手交できない場合は、配達証明付き内容証明郵便により送達することもできる。

【危険物】問1 第4類の危険物の品名に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- (1) 重油は、その引火点に係わらず第3石油類とされている。
- (2) 動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したも

〔人事管理〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 地公法ではできないため、誤り。
 (2) 受験できないため、誤り。
 (3) 制限があるため、誤り。
 (4) 正しい。
 (5) 非常勤職員にはないため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 臨時議長の説明であるため、誤り。
 (2) 質問の説明であるため、誤り。
 (3) 発議の説明であるため、誤り。
 (4) 正しい。
 (5) 出席議員の説明であるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (3)

- 解説 止水弁の解放は、消防隊に実施させる。

〔救急〕

問1 答 (5)

解説 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」参照。

- (1) 正しい。応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱2(1)
 (2) 正しい。応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱2(2)
 (3) 正しい。応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱2(3)
 (4) 正しい。応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱6(1)
 (5) 正しい。応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱11

問2 答 (4)

解説 改定第9版救急救命士標準テキスト上巻290ページに記載のとおり。

- (4) 第二次救急医療機関とは、精神科救急を含む24時間体制の救急病院、病院群輪番制病院および有床診療所をさす。

問3 答 (3)、(4)

解説 心肺停止の新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者に係る消防機関における対応について(令和2年4月27日消防救第109号消防庁救急企画室長)参考資料のとおり。

- (3) タイベック®防護服などの全身を覆う着衣の着用は必須ではない。
 (4) 基本的にシューズカバーを使用する必要はない。

〔共通〕

問1 答 (3)

解説 (1) 法第5条の2第1項第1号。消防法令の規定に基づき火災予防や消防活動の障害除去のための措置命令、防火管理や自衛消防組織に関する命令又は消防用設備等や特殊消防用設備等の設置維持命令をしたにもかかわらず、その措置が履行されていない場合であっても、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合のいずれかに該当しないと当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることはできないので本選択肢は誤り。

(2) 法第5条の2第1項第1号。(1)と同様に消防法令の規定に基づき火災予防や消防活動の障害除去のための措置命令、防火管理や自衛消防組織に関する命令又は消防用設備等や特殊消防用設備等の設置維持命令をした後、その措置が履行されても十分でないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合のいずれかに該当しないと当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることはできないとされている。本規定は防火対象物の使用そのものを制約する規制であることから、警察比例の原則を踏まえれば、他の命令と比較しても火災危険性がより具体的に認められる場合にのみ発動されるべきであり、単に「火災の予防上必要があると認める場合」のみでは発動しないとされているので本選択肢は誤り。

(3) 法第5条の2第1項第1号。正しい選択肢である。

(4) 法第5条の2第1項第2号。消防法令の規定に基づき火災予防や消防活動の障害除去のための措置命令、防火管理や自衛消防組織に関する命令又は消防用設備等や特殊消防用設備等の設置維持命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合には防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができるとされている。(2)後段の解説と同様の趣旨から火災の発生する可能性がなくなるとは言い切れないというだけで防火対象物の使用そのものを制約することは適当でなく、本選択肢は誤り。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

- 解説** (1) 令第37条。消防用設備等の非常電源として使用する自家発電設備については、規則第12条第4号ロ(ニ)に「消防庁長官が定める基準に適合するものであること。」とされるとともに他の消防用設備等もこの規定を準用しており、これらの規定に基づき「自家発電設備の基準」(昭和48年消防庁告示第1号)が策定されている。また、規則第31条の5の規定に基づく登録認定機関として一般社団法人 日本内燃力発電設備協会が登録されており、同協会が消防庁の定めた自家発電設備の基準に適合している旨の認定業務を行っているが、自家発電設備は令第37条各号に規定する機械器具等ではなく検定対象機械器具等には該当しない。
- (2) 令第37条第6号。共同住宅用自動火災報知設備の共同住宅用受信機は、「共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成18年消防庁告示第18号)第2第1号において「共同住宅用自動火災報知設備の受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令第2条第7号に規定する受信機のうち、P型三級受信機又はGP型三級受信機に限る。)であって、住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器から発せられた火災が発生した旨の信号を受信した場合に、火災の発生を当該住戸、共用室及び管理人室の関係者に報知するものをいう。」(一部省略)と規定されており、令第37条第6号に該当することは明らかであり正しい選択肢である。
- (3) 令第37条、令第41条第5号。平成25年に公布された消防法施行令の一部を改正する政令によりエアゾール式簡易消火具は平成26年4月1日以降自主表示対象機械器具等とされたが、令第37条各号に規定する機械器具等ではなく検定対象機械器具等には該当しない。なお、エアゾール式簡易消火具は「エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令」(平成25年総務省令第26号)第2条第1号において、「水その他消火剤(以下「消火剤」という。)を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもののうち、内容積一リットル以下のものをいう。」と規定されており、住宅における石油ストーブ、天ぷら油等の火災に対する初期消火用の消火具として用いられていることから、同省令第4条に規定されている小規模普通火災に対する消火性能、天ぷら油火災に対する消火性能又はストーブ火災に対する消火性能のいずれか一以上の消火性能を有するものであることが求められている。これ以外に自動車に設置するエアゾ

ール式簡易消火具にあつては同省令第20条に規定する消火性能、電気火災に使用するエアゾール式簡易消火具にあつては同省令第21条の規定にそれぞれ適合する必要がある、一般国民が広く使用するという観点から同省令第22条第2項に規定する絵表示を用いて火災の区分毎に適用するか否かを表示しなければならないとされている。また、平成29年4月1日以降は技術上の規格に適合している旨の表示が付されていないものの販売等は認められていないので、この点も覚えておいてほしい。

- (4) 令第37条。パッケージ型自動消火設備の放出口は令第37条各号に規定する機械器具等ではなく検定対象機械器具等には該当しない。なお、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第13号)に定められている。

問2 答 (4)

- 解説** (1) 規則第12条第1項第1号。屋内消火栓の開閉弁は、「床面からの高さが1.5m以上の位置又は天井」ではなく、「床面からの高さが1.5m以下の位置又は天井」に設けなければならないので誤り。
- (2) 規則第12条第1項第3号イ。屋内消火栓箱には、その表面に「屋内消火栓設備」ではなく「消火栓」と表示しなければならないので誤り。
- (3) 規則第12条第1項第3号ロ。屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って「25m離れたところ」から容易に識別できることまでは求めておらず、取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って「10m離れたところ」から容易に識別できることを求めているので誤り。なお、屋内消火栓設備は幅員の狭い廊下に設置されることが多いことを踏まえ、取付け面と15度以上の角度と比較的広範囲から識別できることが求められている。
- (4) 規則第12条第1項第2号。加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けることとされている。ただし、規則第12条第1項第3号ロ又は同号ハ(イ)の規定により設けた赤色の灯火を点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できる場合は、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に加圧送水装置の始動を明示する表示灯を設けないことができるとされていることから本選択肢は正しい。